

令和 6 年度		一般会計 歳出 第 9 款 1 項 2 目		12節	委託料
受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当 資源循環局 事業系廃棄物対策課	ふりがな 担当者名 電 話	はま 濱 671-2507
<h1>設 計 書</h1>					
1 委 託 件 名	本市施設資源物(古紙)上半期収集運搬資源化業務委託(第5ブロック)				
2 履 行 場 所	別紙仕様書のとおり				
3 履行期間 又は期限	<input checked="" type="checkbox"/> 期間 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで <input type="checkbox"/> 期限 令和 年 月 日 まで				
4 契約区分	<input checked="" type="checkbox"/> 確定契約 <input type="checkbox"/> 概算契約				
5 その他特約事項	 				
6 現 場 説 明	<input checked="" type="checkbox"/> 不 要 <input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分 場所)				
7 委 託 概 要	横浜市神奈川区・港北区内の 本市施設等が排出する資源物(古紙)の収集運搬及び資源化 				

8 部 分 払

す る (2 回 以 内)

し ない

部分払いの基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額 (概算金額)
第1回 業務価格	4月～6月				
第2回 業務価格	7月～9月				

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
 ※概算契約の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額	¥	.-
<hr/>		
内 訳 業務価格	¥	.-
消費税及び地方 消費税相当額	¥	.-
<hr/>		

令和6年度本市施設資源物（古紙）上半期収集運搬資源化業務委託仕様書

横浜市資源循環局 事業系廃棄物対策課

1 契約内容

本契約は、本市及び本市関係の事務所、事業所、施設（以下「施設等」という。）が排出する資源物（古紙）の資源化委託（各施設からの収集・リサイクル目的での運搬を含む。以下「ルート回収」という。）を行うものである。

受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令を遵守のうえ、各施設から排出される古紙を収集し、適正にリサイクルを行うこと。

2 資源物（古紙）

本契約で対象となるものは、施設等で発生し、保管する次の紙類（品目ごとに分別し保管）であり、次の7種類に分別して排出する。

分別種類	備考	排出方法
新聞		①金属製クリップ、粘着テープ等の異物は可能な限り取り除いて排出。
雑誌	本・パンフレット等を含む、製本されたものが対象。	
段ボール		②新聞・雑誌・段ボール等大きさの揃ったものはひもで十字に縛って排出。
紙パック	洗って開いてから排出。 内側が銀色のものは除く。	
白コピー紙	外見が類似のもの（更紙など）も含む。	③シュレッダーくず、その他の紙等ひもで縛れないものは紙袋又は半透明袋に入れ、施設IDを明示して排出。
シュレッダーくず		
その他の紙		

ただし、次の紙は禁忌品のため対象外とする。

【禁忌品】
①汚物等で汚れた紙 ②金・銀等の金属が箔押しされた紙 ③捺染紙 ④感熱性発泡紙 ⑤裏カーボン紙 ⑥ノーカーボン紙 ⑦感熱紙 ⑧写真（印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙） ⑨感光紙（青焼きコピー紙） ⑩粘着テープ、粘着シート、シール、ラベル等糊・粘着物のついたもの ⑪磁気をついた切符・駐車券 ⑫圧着はがき ⑬紙コップ、紙皿、（ヨーグルト、アイスクリーム、カップ麺の）紙容器 ⑭洗剤の紙容器、石鹼の包装紙 ⑮絵の具・クレヨン・墨等で色を（面積の概ね3割以上）塗った紙 ⑯シール等の剥離紙 ⑰石灰袋

3 契約期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

4 収集場所

別紙「施設等一覧表」のとおり。

車両の通行・駐車等について制限がある施設等があるため、同「施設等一覧表」を事前に確認し、対応すること。

なお、急きょ、施設等の移転が生じた場合、ブロック内の移転については対応すること。

5 収集日・収集時間

(1) 収集曜日の設定

各施設等の収集曜日は、事前に受託者が別紙「施設等一覧表」に記載された「収集頻度」に従い、次のとおりに設定するものとする。ただし、施設の場所が変更となった場合など、特段の事情が発生した場合は、本市との協議により収集曜日の設定を変更できるものとする。また、原則設定した収集曜日で収集することとするが、設定した回収日が履行開始日以前となってしまう場合については、本市及び各施設との協議により代替収集日を設定することとする。

ア 「収集頻度」が「月2回」の施設は、「月」「火」「水」「木」「金」のいずれかの曜日を選び、「毎月1、3回目の○曜日」「毎月2、4回目の○曜日」というように設定する。

イ 「収集頻度」が「月1回」の施設は、「月」「火」「水」「木」「金」のいずれかの曜日を選び、「毎月○回目の○曜日」というように設定する。

ウ 「収集頻度」が「隔月」の施設は、「月」「火」「水」「木」「金」のいずれかの曜日を選び、「偶数（奇数）月○回目の○曜日」というように設定する。ただし、偶数月、奇数月のどちらに該当するかは、本市との協議により決定することとする。

なお、受託者は同「施設等一覧表」の「土日祝日以外の休業日・代替休館日」等を必ず確認し、収集曜日を設定すること。

また、祝日営業を行わない施設の収集日については、祝日の多い曜日に収集日の設定を集中させた場合、代替収集日の設定依頼が多くなり（(3)祝日・休日の取扱い参照）、代替収集日の調整が困難になることが予想されるので注意すること。

(2) 土曜日・日曜日の取扱い

土曜日・日曜日は、原則、全施設等において収集を行わないものとするが、特段の事情が発生した場合には、この限りではない。

(3) 祝日・休日・年末年始の取扱い

収集日が「国民の祝日に関する法律」に定める祝日・休日に当たった場合は、別紙「施設等一覧表」の「祝日営業」欄に従い、次のとおりに取り扱う。

ア 「祝日営業」欄が○になっている施設等については、その日も収集するものとする。

イ 「祝日営業」欄が○になっていない施設等については、その日は収集しないものとする。

また、年末年始の休庁期間（12月29日から1月3日）は、全施設等について、その日は収集しないものとする。

ただし、次回収集日まで資源物（古紙）を保管し続けることが困難となる場合は、当該施設等は受託者に対して代替収集日の設定を依頼できるものとする。

(4) 代休・臨時休業等の取扱い

施設等から代休・臨時休業の連絡を受けた場合は、その日は収集しないものとする。ただし、次回収集日まで資源物（古紙）を保管し続けることが困難となる場合は、当該施設等は受託者に対して代替収集日の設定を依頼できるものとする。

また、災害等により収集が困難な場合は、各施設と収集の実施や代替収集日について協議することとする。

(5) 代替収集日

前項(3)、(4)の代替収集日については、受託者と施設等の担当者が協議して決めるものとする。

(6) 収集可能時間

ア 別紙「施設等一覧表」の「施設の開館時間」欄に記載がない施設等の収集は、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後4時までの間に行うこと。午前8時45分よりも前の時間帯は施設等への入場はしないこと。

イ 別紙「施設等一覧表」の「施設の開館時間」欄に記載がある施設等の収集は、月曜日から金

曜日の開館時間後から午後4時までの間に行うこと。開館時間外の施設等への入場はしないこと。

ウ 収集可能時間より前に収集に来たために施設等が排出できなかった場合は、施設等の希望する日に再収集しなければならないものとする。

エ 事情により収集可能時間を過ぎて到着することが予想される場合、受託者は該当施設等に電話等によりその旨を連絡し、調整すること。調整の結果、当日の収集が不可能となった場合は、施設等と協議のうえ、翌日に収集するなど信義に従い誠実に事後処理を行うこと。

6 見込排出量

別紙1「令和6年度 上半期 収集施設数（頻度別）・見込排出量」のとおり

7 施設等の排出準備（計量票等作成等）

施設等は、収集日の朝8時45分までに次の排出準備をしなければならないものとする。

(1) 資源物（古紙）への施設ID、重量の記入

資源物（古紙）には原則として「施設ID」及び「重量」を明示するものとする。

(2) 計量

資源物（古紙）の計量は施設等が行うものとする（計量単位は0.1kgとし、それ未満の端数は四捨五入するが、排出量が0.1kg未満の場合は0.1kgとする。）

(3) ルート回収計量票等作成

施設等は(2)の計量数値にもとづき「ルート回収計量票」を作成し、収集と同時にそれを受託者に交付できるようにしておくものとする。

また、一部の施設等（別紙「施設等一覧表」の「受渡確認票使用」欄が○になっている施設等）については、ルート回収計量票に代えて、受渡確認票（一覧表）を使用するものとする。なお、受渡確認票（一覧表）は紙類の分別種類ごとに交付する。

8 収集運搬の詳細・付随事務

(1) 事前準備

ア 対象施設等の位置確認

「施設等一覧表」は電子ファイル（Microsoft Excel 形式）で渡すことができるので、横浜市地図情報ポータルサイトや電子地図ソフトを活用するなどして対処すること。

イ 収集曜日の設定等

受託者は、収集業務を行う前に、本仕様書「5 収集日・収集時間」の定めるところに従って収集曜日を設定し、「収集日程表」を指定された日までに資源循環局事業系廃棄物対策課に提出すること。「収集日程表」の様式（Microsoft Excel 形式）は、受託後、配付するものを使用すること。

ウ 収集順路の設定

受託者は、収集業務を行う前に、本仕様書「5 収集日・収集時間」の定めるところに従って収集順路を設定し、実際に走行テストを行うなど、時間内に収集可能なコースであることを収集開始日までに確認すること。

エ 従事者への周知

受託者は、収集業務従事者に対し、ルート回収の分別・排出ルールを周知し、適切に収集が行われるように努めること。

(2) 収集運搬

ア ルート回収計量票又は受渡確認票（一覧表）の確認

受託者は、収集日に収集場所に到着した時、施設等が用意したルート回収計量票又は受渡確認票（一覧表）（以下「受渡伝票」という。）の記載内容と資源物（古紙）を照合・確認するこ

と。

また、記載方法又は記載内容の誤りに気づいたときは、その場で施設等の職員に訂正を求めること。照合・確認の完了後に、「受渡伝票」を受領すること。ただし、ルート回収計量票の場合は受領印押印又はサインのうえ受領し、控えをその場で施設等に返却すること。

なお、受渡伝票は施設等の職員が直接、受託者に交付するが、施設等の業務事情により直接交付できない場合に限り、あらかじめ収集場所に置いておくことも可とする。

イ 資源物（古紙）の収集

受託者は、8(2)ア「ルート回収計量票又は受渡確認票（一覧表）の確認」のとおり、受渡伝票との照合・確認をした資源物（古紙）を収集する。収集漏れや他の排出物等を誤って収集しないよう気をつけること。

ウ 施設等職員の立会い

施設等の職員は、受渡伝票の交付時及び収集時に立会うことができるものとする。

エ 収集拒否（取り残し）

受託者は、次に該当する場合に限り、該当する排出物の収集を拒否することができるものとする。なお、その場合はメモを残すなど、収集拒否した事情を施設等に説明すること。

(ア) 施設等が本仕様書「2 資源物（古紙）の種類」に該当しないものを排出したとき。

(イ) 本仕様書「7 施設等の排出準備」に従った方法で資源物（古紙）の排出準備をしていないとき、又は受渡伝票に記載されている数量が実際より明らかに多く（少なく）、かつ施設等職員に受渡伝票を訂正させることができないとき。

オ 収集のキャンセル

臨時休館等の理由により収集をキャンセルするときは、原則として各施設等が受託者に直接連絡するものとする。

(3) 資源化（リサイクル）フロー及び資源化（リサイクル）実施報告書の提出について

契約時に、別紙2「資源化（リサイクル）フロー」を作成し、速やかに資源循環局事業系廃棄物対策課へ提出すること。

また、様式「資源化（リサイクル）実施報告書」を作成し、毎月の業務終了時に速やかに資源循環局事業系廃棄物対策課へ提出すること。

資源物（古紙）の売却単価を証する書類について、本市から閲覧、貸与又は複写の交付の請求を受けたときは、それに応じるものとする。

(4) 収集運搬実績報告書作成・ルート回収受渡伝票の保管

受託者は、受渡伝票により各施設等の日毎の収集状況を入力した実績報告書（Microsoft Excel形式）を作成し、6月、9月の業務終了時に速やかに資源循環局事業系廃棄物対策課に提出すること。なお、実績報告書の様式（Microsoft excel形式）は、受託後配付するものを使用すること。

また、ルート回収受渡伝票等は施設等ごとに整理して、実績報告書とともに5年間保管し、本市から閲覧、貸与又は複写の交付の請求を受けたときは、それに応じるものとする。

9 車両・混載について

収集車両には会社名を表示すること。受託者はルート回収の収集運搬にあたって、同じ車両にルート回収以外の資源物を混載できるものとする。

10 異物（禁忌品等）混入時の取扱い

(1) 回収・引渡し前に、集積場所に出された資源物（古紙）に禁忌品や混入物（燃やすごみや産業廃棄物等）が含まれていることがわかった場合、受託者は排出物の全部又は一部を回収せずに取り残すことができるものとする。

(2) 取り残しをする場合は、受託者は受渡伝票に、取り残しの理由等を記入するものとする。

排出物の一部について取り残しをするときは、取り残す分の重量を差し引き、受渡伝票を施設等の職員（不在の場合は受託者）が訂正するものとする。

- (3) 市は、異物・禁忌品の混入を防止するため、職員研修の実施、資料配布等を行い、周知に努めるものとする。

11 法令の遵守

委託業務の履行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」その他の廃棄物処理関係法令を遵守しなければならない。

12 その他の諸注意

- (1) 受託者は、委託業務の責任者を定め、作業の指揮、監督及び本市事務所・事業所・施設の職員等との連絡に当たらせること。また、委託業務全般にわたって、応対・マナー等市民の信頼を損なうことのないよう心掛けること。
- (2) 業務中は安全運転・安全作業に万全を期し、事故防止について十分留意すること。
なお、万一事故が起きたとき、又は施設等の利用者、職員もしくは器物等に損害を与えたときは、ただちに施設等の責任者及び資源循環局事業系廃棄物対策課に一報を入れるとともに、速やかに「事故報告書」を資源循環局事業系廃棄物対策課に提出すること。また、補償・現状復旧等については施設等の責任者の指示に従い、完了後に「事故顛末書」により資源循環局事業系廃棄物対策課に報告すること。
- (3) 収集運搬時に資源物（古紙）が飛散したり、騒音・振動が発生したりしないよう注意すること。
- (4) 業務に差し支えない範囲でアイドリングストップ等を励行し、横浜市の環境保全活動に協力すること。

13 その他

この設計図書及び本市「委託契約約款」に定めのない事項については、本市と受託者が協議して決定する。

受渡伝票イメージ

ルート回収計量票

市役所ごみゼロルート回収 計量票 A票 (古紙・燃やすごみ用)

排出日		施設名称	施設ID
年 月 日			
種類	分別品目	排出量(kg) ※小数第1位(0.1kg)まで	袋数・束数
古紙	白コピー紙	. kg	束
	雑誌	. kg	束
	新聞	. kg	束
	段ボール	. kg	束
	紙パック	. kg	束袋
	シュレッダーくず	. kg	袋
	その他の紙	. kg	束袋
燃やすごみ		. kg	束袋
排出者から連絡	<input type="checkbox"/>	担当名(排出者)	
受託業者から連絡	<input type="checkbox"/> 排出量に誤りがありましたので訂正しました <input type="checkbox"/>	担当名(受託業者)	

A票排出者控 A票をはがさず回収業者へ送付すること

複数チェック不可 (種類の異なるものは別の用紙に記入)

交付後5年間保存

横浜市資源循環局

受渡確認票 (一覧表)

電子マニフェストシステム (JWNET) 照会結果 (一覧表)

No		マニフェスト番号	連絡番号1	排出事業者 (加入者番号 名称)	処分業者 (加入者番号 許可番号 名称)
		登録の状態	連絡番号2	排出事業者 (名称)	処分事業者 (名称)
		引渡し日	連絡番号3	排出事業者所在地	処分事業者所在地
		廃棄物の種類 (分類コード)			
		大分類名称		受入量	処分終了日 (報告区分)
		数量	荷姿	確定数量	数量の確定者
		収集運搬業者 (加入者番号 許可番号 名称)		運搬先事業者の名称	処分方法
		区分		運搬先事業者の所在地	最終処分終了日
				有価物拾集量	車両番号 (排出)
					運搬方法
					運搬終了日
1		0000000000	045-671-0000	000000 横浜市役所 事業系廃棄物対策課	000000 横浜市役所 事業系廃棄物対策課
		登録	999	【ルート】 (施設ID) 施設名称	処分事業者
		2024/00/00		神奈川県横浜市○区○○	神奈川県横浜市○区○○
		6051000 段ボール (一般廃棄物)			神奈川県横浜市○区○○
		一般廃棄物			神奈川県横浜市○区○○
		20,000 kg	段	20,000 kg	排出事業者
		1	0000000 株式会社○○○○	処分事業者	最終処分
				神奈川県横浜市○区○○	

※受渡確認票 (一覧表) は、分別種類ごとに1部交付します。
 例) 雑誌、段ボール、白コピー紙の3品目を排出する場合は、各種類1部ずつ、合計3部交付します。

1 / 1

印刷日時 2024/00/00 00:00:00

令和6年度 上半期 収集施設数(頻度別)・見込排出量

ブロック	祝日※	月2回 (全12回)	月1回 (全6回)	隔月 (全3回)	計	見込排出 量(kg)
第1 (鶴見)	営業施設	0	25	13	38	130,000
	休業施設	26	23	1	50	
	計	26	48	14	88	
第2 (西、中、南)	営業施設	0	58	15	73	190,000
	休業施設	38	42	4	84	
	計	38	100	19	157	
第3 (保土ヶ谷、 旭、瀬谷)	営業施設	0	60	14	74	280,000
	休業施設	58	60	2	120	
	計	58	120	16	194	
第4 (港南、磯子、 金沢)	営業施設	0	74	7	81	280,000
	休業施設	64	51	5	120	
	計	64	125	12	201	
第5 (神奈川、 港北)	営業施設	0	56	11	67	220,000
	休業施設	45	36	3	84	
	計	45	92	14	151	
第6 (緑、青葉、 都筑)	営業施設	0	79	10	89	310,000
	休業施設	71	46	0	117	
	計	71	125	10	206	
第7 (戸塚、栄、 泉)	営業施設	1	66	7	74	250,000
	休業施設	59	48	2	109	
	計	60	114	9	183	
	営業施設	1	418	77	496	1,660,000
	休業施設	361	306	17	684	
	計	362	724	94	1180	

(参考) 令和4年度 品目別【年間】排出実績 (単位:kg)

ブロック	白コピー紙	雑誌	新聞	段ボール	紙パック	シュレッダー紙	その他の紙	合計
第1 (84施設)	21,142.3	41,337.6	7,231.9	69,816.3	1,588.3	57,327.1	44,511.8	242,955.3
	8.7%	17.0%	3.0%	28.7%	0.7%	23.6%	18.3%	100.0%
第2 (157施設)	26,480.5	67,374.1	11,034.3	95,811.4	912.4	83,283.2	69,546.5	354,442.4
	7.5%	19.0%	3.1%	27.0%	0.3%	23.5%	19.6%	100.0%
第3 (194施設)	40,302.3	101,077.9	14,514.8	143,456.6	1,311.6	131,302.6	106,057.6	538,023.4
	7.5%	18.8%	2.7%	26.7%	0.2%	24.4%	19.7%	100.0%
第4 (204施設)	37,731.2	93,248.8	13,531.1	148,868.7	1,527.7	111,141.4	100,934.3	506,983.2
	7.4%	18.4%	2.7%	29.4%	0.3%	21.9%	19.9%	100.0%
第5 (151施設)	30,344.9	62,466.9	7,732.9	132,824.6	1,813.6	96,022.8	78,476.6	409,682.3
	7.4%	15.2%	1.9%	32.4%	0.4%	23.4%	19.2%	100.0%
第6 (205施設)	46,101.1	102,265.1	18,544.7	178,356.6	3,359.7	128,644.1	102,359.0	579,630.3
	8.0%	17.6%	3.2%	30.8%	0.6%	22.2%	17.7%	100.0%
第7 (187施設)	40,488.1	81,289.2	13,393.3	137,764.0	859.7	114,319.4	97,370.4	485,484.1
	8.3%	16.7%	2.8%	28.4%	0.2%	23.5%	20.1%	100.0%

資源化(リサイクル)フロー(契約決定後、差し替え)



